

第 1 4 0 2 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 3 0 年 1 1 月 8 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 4 0 分

2 場 所 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第 1 4 0 1 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件，報告 2 件

イ 非公開の承認

議案 3 件，報告 1 件については，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第23号 京都市立学校の通学区域の変更について

(事務局説明 奥野 調査課長)

通学路の状況や生活圏・自治活動が通学区域外の校区である等の事情により、地域の要望に基づき、特別措置として、本来の指定学校ではなく、別の学校へ区域外就学する地域を「指定地区」として取扱っている。

現在、「指定地区」として扱っている説明資料の山科区の地域については、本来の通学区域の学校ではなく、区域外就学の手続きを行い、通学区域外の学校に通学しているが、地域に定着していることから、今回、実態に沿うよう通学区域を変更するものである。

各地域の状況について具体的に説明する。

上花山花ノ岡町の国道1号線以北、上花山講田町全域及び上花山久保町の国道1号線以北の地域については、百々小学校・山科中学校の通学区域だが、国道1号線により南北に分断されており、国道より南にある百々小学校へ通うためには国道を横断することになる。また、自治活動も鏡山学区で行っている。こうした地理的状況から「指定地区」として昭和47年から鏡山小学校・花山中学校へ区域外就学をしている。

西野岸ノ下町31番地の一部及び33～35番地は、昭和45年頃、当時、鏡山小学校と山階小学校の両校区にまたがって民間団地が建設されたが、生活圏が鏡山学区であり、地域活動も鏡山で行っていた。昭和56年の西野小学校設立以降、西野小学校・安祥寺中学校区となっているが、こうした地域事情から地域住民からの要望により、「指定地区」として、鏡山小学校・花山中学校へ区域外就学をしている。

西野櫃川町75番地1, 6, 32は、東山高校グラウンドがあった場所の西隣にあり、鏡山小学校・花山中学校の通学区域だが、昭和56年の西野小学校設立時に町内活動を理由に地域から要望があり、「指定地区」として、西野小学校・安祥寺中学校へ区域外就学をしている。

西野櫃川町39番地6～15は、西野小学校南側の地域で、同じく鏡山小学校・花山中学校の通学区域だが、西野小学校設立時は空き地であった。平成12年に住宅が建設された際に、西野学区で自治活動を行うとの理由で、地域から要望があり、「指定地区」として、西野小学校・安祥寺中学校へ区域外就学をしている。

西野櫃川町国道1号線以南の地域は、同じく鏡山小学校・花山中学校の校区だが、当該地域の東側の山階南小学校区である西野大鳥井町と一緒に昭和52年に住宅開発された。生活圏が隣の西野大鳥井町と同様、山階南学区であることから、地域から要望があり、「指定地区」として、昭和52年から山階南小学校・山科中学校へ区域外就学をしている。

西野今屋敷町1-5～11は、同じく鏡山小学校・花山中学校の校区だが、もともと銭湯があった場所で、その跡地に宅地造成された。ただし、西側の鏡山学区とは、事業

所等で分断されており、自治活動が山階学区であったため、地域から要望があり、「指定地区」として、平成18年から山階小学校・安祥寺中学校へ区域外就学している。

今回の通学区域の変更は、「指定地区」として取り扱ってきた地域について、通学区域自体を実態に合わせて変更するものであり、実際に通う学校に変更はない。今回の変更により、保護者及び学校が区域外就学の手続を行う必要がなくなり、とりわけ保護者の負担が軽減される。また、関係する自治連合会からは通学区域変更を希望する旨の要望書、及びその要望書に同意する旨の同意書の提出を受けている。通学区域の変更時期は、平成31年4月1日とさせていただく予定である。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 今回の対象地域の中には、昭和40年代から指定地区としての取扱いとなっているところもあるが、今回解消する地域以外にも昔から指定地区として取り扱っている地域はあるのか。

【事務局】 指定地区が現在約35ヶ所あり、昭和40年・50年代から指定地区として扱っている地域もある。

【在田教育長】 昭和40年代頃は子どもの数が増え学校を建てることが急務であった。学校の設置場所によっては、通学区域が実態と異なる地域が出ることとなった。そのため、本来の通学区域ではないが、地元の要望により指定地区として取り扱ってきた経過がある。年数が経過し一定定着してきたことから、指定地区としての扱いを解消し、現在通っている学校の通学区域への変更を進めている。しかしながら、地域の方の思いもあり、今回、指定地区として扱っている他の地域についてもご意見を伺ったが、まだ早いということで解消を見送ったところもある。

【星川委員】 自治連合会の思いと保護者の意識に差があることもある。

【在田教育長】 指定地区の場合、区域外就学の手続きを行う必要があるが、通学区域を実態に沿うよう変更することでその手続きが不要となるため、地域のご意見をいただきながら、今後も進めていきたいと考えている。

【奥野委員】 指定地区の場合、誰がどういった手続きを行うのか。

【在田教育長】 保護者に申請書を記入いただき、学校に提出いただいている。

(議決)

教育長が、議第23号 京都市立学校の通学区域の変更について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第24号 京都市立総合支援学校小学部・中学部教育課程編成要領について

(事務局説明 伊藤 総合育成支援課長)

新たな特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示と同解説の公表を受けて作成した、京都市立総合支援学校小学部・中学部「教育課程編成要領」について御議決いただきたく、御説明させていただく。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領については、平成29年度の4月28日に新学習指導要領告示の公示があり、12月27日に移行措置関連省令及び告示の公布・公示があった。これを受けて、2月15日に京都市立総合支援学校小学部・中学部「移行措置要領」を議決いただき、本年4月より移行措置期間として実施している。

京都市立小学校・中学校においては、昨年10月の同時期に教育課程編成要領と移行措置要領の両方の改訂について議決いただいたところであるが、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領については移行措置に関する省令の告示が小・中学校より5ヶ月程遅れが生じたことや同解説の公開が平成30年の3月となったこともあり、国における平成32年度からの全面実施に向けて、本年度に入ってから教育課程編成要領の策定に取り組んだところである。

京都市立総合支援学校小学部・中学部教育課程編成要領は、第1章から第3章までの章立てとなっている。第1章部分に「教育課程編成の基本方針」を示し、京都市独自の理念を示している。第2章部分は「各学校における教育課程の編成及び実施」についてである。特に本市では、医療的ケアを実施する児童・生徒の数が増加傾向にあるため、「第6節 学校運営上の留意事項」の4として「医療的ケアの安全な実施と指導体制の工夫」について規定している。

第3章部分は「小学部・中学部の教育課程」について規定している。とりわけ本市では個別の包括支援プランを作成し、教育課程編成の核としてきたため、その点について第7節の中に規定している。

改訂のポイントについては、担当指導主事の武富より説明させていただく。

(事務局説明 武富 総合育成支援課指導主事)

本市総合支援学校小学部・中学部教育課程編成要領の改訂のポイントについては、次の10点となっている。

1点目は、平成29年4月に公示された特別支援学校小学部・中学部学習指導要領や同年に改訂した京都市立総合支援学校小学部・中学部移行措置要領等を踏まえ、第1章第1項の「市民ぐるみ・地域ぐるみの教育による『社会に開かれた教育課程』の推進」、第2項の「確かな学力・豊かな心・健やかな体といった生きる力の育成と主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善」、第2章第2節第2項の「育成を目指す資質・能力」、同第3項の「カリキュラム・マネジメントの充実」など、今回の改訂で重要なキーワードを用いながら子どもたち一人一人を徹底的に大切にする教育の実践に向けた教育課程編成要領とすることとした。

特にカリキュラム・マネジメントについては、児童・生徒の自立と社会参加を目指し

て、資質・能力の3つの柱が偏りなく実現されるようカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことが規定されたことを踏まえ、本市教育課程編成要領においてもカリキュラム・マネジメントの視点を重視するとともに、PDCA サイクルの確立を重視している。

ポイントの2点目として、第2章第3節第4項に示しているとおり、障害のある児童・生徒の学びの場の柔軟な選択を踏まえて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程との連続性を重視した教育課程編成とすることとしている。

ポイントの3点目として、児童・生徒の調和的な発達を支える観点から小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることが規定されたことを踏まえ、本市教育課程編成要領においても、生き方探究教育の充実を図るよう規定している。

ポイントの4点目として、誰もが互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けて、小・中・高等学校等との連携や交流を図るとともに、障害のない児童生徒等との交流及び共同学習を充実させるよう規定している。

ポイントの5点目として、特別支援学校新学習指導要領においては、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に関して、子どもたちの学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方が規定された。これを踏まえ、本市教育課程編成要領においてもその考え方を示している。具体的には、当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりできることなどを規定している。

ポイントの6点目では、肢体不自由者及び病弱者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校において、児童・生徒の障害の状態や特性等を十分考慮して、育成を目指す資質・能力を育むために、障害の特性等に応じた指導上の配慮が充実されたことを踏まえ、本市教育課程編成要領においても同様の規定の充実を図っている。

ポイントの7点目として、小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる旨の規定がなされたことを踏まえ、本市教育課程編成要領においても目標・内容をはじめ、指導計画の作成と内容の取扱いを規定している。

ポイントの8点目として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などが新たに規定されたことを踏まえ、本市教育課程編成要領においては、「自立活動の意義」、「自立活動の指導の基本」を示し、教育課程上の位置づけや指導の特色等について明示した。

また、ポイントの9点目として、本市では、個別的教育支援計画と個別の指導計画の機能を併せもつ「個別の包括支援プラン」に基づく教育課程編成とその実施に取り組んできたが、本市におけるこれまでの実績を踏まえて、さらにこの理念を生かした教育活動の展開と他機関等との連携をより一層充実して、社会に開かれた教育課程の理念を実現するため、「個別の包括支援プランの作成と内容の取扱い」として規定した。

ポイントの10点目として、知的障害者である児童・生徒のための各教科等の目標や

内容について、別表として示している。

特別支援学校新学習指導要領においては、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理されたことを踏まえ、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意しながら、中学部に二つの段階が新設されている。

加えて、小学部・中学部の各段階に目標を設定したことや、段階ごとの内容を充実したことを踏まえて、それらの目標・内容等を並列して見渡せるよう表記上の工夫を行っている。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 今回の総合支援学校の教育課程編成要領と小・中学校の教育課程編成要領との違いを一言でいうとどうなるか。

【事務局】 総合支援学校の教育課程編成要領には自立活動の記載があることが大きなポイントである。また、総合支援学校では個別の包括支援プランを作成しているという点も小・中学校と大きく違っている。

【野口委員】 各段階の目標は分かりやすいが、個人については目標を作っているのか。

【事務局】 本市では個別の包括支援プランを1人ずつ作成している。作成にあたり、まず子どもの実態を把握し、本人、保護者、教師の3者の願いを大切にしている。そして、1人ずつの個別目標については、およそ3年後を見据えた長期目標と、半年から1年後を見据えた短期目標の2つを設定している。

【在田教育長】 個別の包括支援プランに関して京都市独自の部分はどこか。

【事務局】 具体的な指導内容を設定する際の考慮事項として6点挙げている。その他に、指導内容の創意工夫を促している点、自立活動の指導については、担任教員だけでなく専門的な知識や技能を有する支援部の教員も協力し体制を構築すること、個別の包括支援プランを拡大ケース会議にて活用するなど関係機関との連携を図ることなどが挙げられる。

【在田教育長】 個別の包括支援プランに関する記載の箇所では、保護者の関わりの記載がないのでその点を盛り込むべきである。

【事務局】 承知した。

【在田教育長】 医療的ケア児が増加していることを踏まえ、今回の教育課程編成要領において工夫した点はあるか。

【事務局】 本市独自で、医療的ケアの安全な実施と指導体制の工夫について明記している。

【野口委員】 大学においても発達障害や精神疾患の傾向のある生徒への対応が課題となりつつある。特に、本人から相談してこられていない場合に関係機関にどう繋ぐかが難しい。小・中学校等でどのような対応をされているか。

【事務局】 就学前施設から小学校に入る際に、就学支援シートにて子どもの困り、必要な支援等の情報を保護者から提出していただき、状況を把握している。

- 【奥野委員】 外国語活動について、支援学校では個人の発達状況が違う中で教えることが難しいのではないかと。
- 【事務局】 現在もALTが来校し英語の授業を行っているが、子どもたちも授業を楽しんでおり、ALTの来校を心待ちにしている。このように外国語活動については、現在も積極的に取り組んでいる。
- 【高乗委員】 新学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントが1つのキーワードであるが、個別の包括支援プランに基づくカリキュラム・マネジメントについて、小・中学校との違い・特色はどこにあるか。
- 【事務局】 個別の包括支援プランを作成するにあたり、PDCAサイクルを確認するためのケース会議を定期的に設け、児童生徒への指導の状況や保護者との面談の状況などを踏まえて目標設定の検討や修正などを行っている。またカリキュラム・マネジメントと学校評価を関連付け、学校全体の指導・支援の方向性を教員間で共有し、改善につなげている。
- 【高乗委員】 個別の包括支援プランと教育課程との関係が重要だと考えるが、どのように取り組んでいるのか。
- 【事務局】 各校とも、学校としての教育目標に加えて、学部ごとに設けている学部目標を設定しており、目標の設定にあたっては、小中高の各学部の教育課程の連続性や個別の包括支援プランの達成状況を検討する場をしっかりと設けている。
- 【星川委員】 中学部において、夜間その他の特別の時間授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合のことが記載されているが、本市においてはそのような事例があるのか。
- 【事務局】 本市においては夜間中学校において特別の教育課程を編成している事例はない。あくまで本教育課程編成要領は、国の新学習指導要領に基づき改訂しているため、今後のことも見据え、国に準じ特別の教育課程を編成する場合について記載している。

(議決)

教育長が、議第24号 京都市立総合支援学校小学部・中学部教育課程編成要領について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 報告事項

報告 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について

(事務局説明 加藤 生徒指導課担当課長)

平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、資料に基づき説明申し上げる。

文部科学省が毎年実施している調査であるが、従来の都道府県別の結果に加えて、「暴力・いじめ認知件数・不登校」の一部数値について、政令指定都市20都市の結果も公表された。

本市の結果は、暴力行為は昨年度と比較し、小・中・高とも減少しており、全体としては808件から743件で、65件減少している。千人比では政令指定都市の中で8位であり、政令市20都市中だと、やや多い件数となっている。

いじめは、平成25年のいじめ防止対策推進法制定以降、子どもが心身の苦痛を感じたら「いじめ」となり、文部科学省でも「いじめの積極的認知」「いじめ見逃しゼロ」という見解を出しており、全国的に積極的な認知が進められている。本市は昨年度と比較し、小学校、高等学校で増加し、中学校、総合支援学校では減少しているが、全体としては2247件から2239件と、82件増加している。千人比は政令指定都市の中で8位であり、やや多い件数となっている。いじめの件数が多いことは積極的な認知が進んでいるためで、悪いこととは考えていない。

不登校件数は昨年度と比較し、小学校で増加、中学校で微増となっている。全体では1088件から1119件と31件増加している。千人比は政令指定都市の中で16位であり、少ない結果となっている。

全国、府、市における各項目の校種別等の状況について、説明する。

暴力行為について、本市の結果は、各校種の合計件数のみが公表されている。全国では件数・千人比ともに増加しており、小学校は過去最多の2.8万件となっている。本市は件数・千人比ともに減少しているが、千人比で都道府県ワースト7位相当、政令市でワースト8位と、全国的に見て少し多い状況である。京都府は全体的に増加しており、千人比で都道府県ワースト5位となっている。

いじめも本市の結果は各校種の合計認知件数のみ公表されている。認知件数は全国で件数・千人比ともに増加しており、過去最多の41.4万件で、前年比1.3倍の増加となっている。これは軽微な事案も含め、積極的な認知がなされたためと考える。本市は、千人比で都道府県26位相当、政令市では8位で、全国平均並となっている。京都府は件数・千人比減少しており、千人比は2位となり、過去4年間全国1位であったが、今回、1位は宮崎県という結果になっている。

不登校の児童生徒数は、小・中各校種ごとの結果も含めて本市の結果が公開されている。全国・京都府・京都市いずれも増加しており、全国では平成3年度以降、最多となっている。本市は小・中全体で、千人比が都道府県39位相当で、不登校児童生徒数が少ない結果、小学校は41位相当とさらに低く、中学校は全国平均並みの結果となった。京都府全体では全国平均からやや下という結果である。

高校の不登校、中途退学については、本市の結果は公表されていないが、不登校の千

人比は都道府県44位相当と低く、中途退学の千人比は、48位相当と全国最下位より低い結果となった。

自殺は、全国では250人であるが、都道府県別の内訳は非公表となっている。

いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の発生件数は、全国で474件と件数が増加しているが、都道府県別の内訳は非公表となっている。生命・心身・財産に重大な被害のおそれのある1号事案が191件、いじめにより不登校となる2号事案が332件である。本市では平成29年度の重大事態は1件であった。

報告は以上である。

(委員からの主な意見)

【野口委員】 いじめを認知するうえで、全国統一のチェックリストはあるのか。京都府と認知件数の結果に開きがあるのは何故か。

【事務局】 いじめの認知に係り、法の定義はあるものの、全国的に統一したチェックリストのようなものはない。また、京都府はアンケート調査で「嫌な思いをした」と回答があれば一律に認知件数にあげているが、本市の場合は教職員が組織的・継続的に指導や経過観察をおこなったものについて指導報告書を提出させ、いじめの件数としており、結果に差が生じている。

【奥野委員】 いじめの認知件数の増加は、早期発見の取組が機能しているためと思うが、暴力行為が増加している原因は。

【事務局】 本市の暴力行為の件数は、昨年度と比較すると減少しているが、全国的な傾向と同じく小学生で増加傾向であり、発達上の課題があったり、コミュニケーションがうまく取れず暴力をふるったりするケースが低学年児童で増えている傾向にある。また、同じ子どもが暴力行為を繰り返すケースも増えている傾向にある。細かな事案も含めて認知しているため件数が多くなっている。

【高乗委員】 暴力行為にも、対教師暴力や生徒間暴力など種類があるが、どの内訳でも増加しているのか。

【事務局】 対教師暴力、小学校で対人暴力が増えており、感情のコントロールができない、コミュニケーションがとりにくい等の理由から件数が増加している。

【高乗委員】 暴力行為の件数が増加していることが単純に問題ではないが、それをきっかけとして指導の実践を積み上げることで、教育効果はあがると考える。

【在田教育長】 感覚として小学生の発達が早まっている。これまで小学校では生徒指導が議論になることが少なかったが、小中連携の取組の中で、中学校での生徒指導のノウハウを小学校と共有する取組を各中学校区で実施してい

ただいている。

【奥野委員】 小学校の不登校児童に対してはどのような取組がなされているのか。とくに低学年での不登校や別室登校が増えていると感じている。

【事務局】 不登校児童生徒が通うふれあいの杜は、小学校4年生からの児童を対象としている。また、スクールカウンセラーや、パトナのカウンセリング、フリースクールと連携した家庭訪問の取組等は低学年も対象である。

【奥野委員】 かつては、親が無理にでも学校に行かせることがあったが、今は無理をしていく必要はないという認識の親もいる。親も苦悩していると思うので、不登校の取組の情報がゆきわたり、少しでも登校しやすい環境が整えられればと思う。

【事務局】 登校支援ハンドブックを作成し全教員に配布するなどの取組を推進しているが、今後もハンドブックを使用した研修をしっかりと実施していく。

【高乗委員】 不登校について長年分析をされてきていると思うが、低学年化の傾向はあるのか。また、不登校児童生徒が登校できるまでの期間はどうなっているのか。全体の傾向や本市の不登校の特徴はどのように捉えているか。

【事務局】 年間90日以上欠席した児童生徒が増えており、不登校が長期化している傾向がある。また無理に学校に行かせなくてもよいという考えもあり、不登校が長期化することでより学校に通いづらくなるケースが増え、全く学校に通えない児童生徒も全体の3パーセント程度いる。また、子どもが完全に引きこもってしまい、全く子どもの安全確認ができていないという状況を作らないよう、インターネットを通して子どもとやりとりできる「はーとあくせす」を活用した取組等、何らかの形で学校や社会とのつながることが大切と考えている。

【高乗委員】 不登校の子どもたちの卒業後のケアはどのようなになっているのか。

【事務局】 高校中退者や、進路未決定のまま卒業してしまう子どもたちについて、子ども若者はぐくみ局が相談先を掲載したパンフレットを配布しているが、相談が無いと支援に繋ぐことができず、引きこもりの数も減少しない現状がある。子ども若者はぐくみ局とさらに連携を進めていきたい。

【在田教育長】 不登校は最重要課題の一つと認識している。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案3件、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 議決事項及び報告事項

議第25号 教育に関する事務に係る平成30年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明 榎木 総務課長)

今回の補正予算については、人事委員会勧告を踏まえた給与改定実施に伴う必要額と、9月補正に引き続き、近畿地方に上陸した台風21号の被害復旧に係る必要額、あわせて2億1700万円を増額補正しようとするものである。

まず、人事委員会勧告を踏まえた給与改定実施に伴う職員給与費については、本年9月12日に提出された人事委員会勧告を受け、教育委員会が所管する幼・小・中・総合支援・高等学校の教職員や事務局職員等、合計約8700人分の給与費として、1億8900万円の増額補正をお願いするものである。

勧告の内容としては、給料表の改訂は見送られ、期末勤勉手当0.5ヶ月の引上げのみとなっている。

次に、学校施設等の復旧については、去る9月4日に近畿地方に上陸した台風21号により被害を受けた、青少年科学センターの天文台ドームの屋根の復旧に必要な経費として2800万円の増額補正をお願いするものである。

青少年科学センターの天文台ドームは、強風により、屋根を覆っていた金属板がはがれ落ち、内部に雨漏りが発生するという被害が生じており、9月市会において補正いただいた予算を活用し、当面、雨漏りを防ぐ緊急修繕を実施したところだが、その後、ドーム形の特殊な形状であることや、屋根が開閉するなどの機能を有していること等を勘案しながら、本格的な復旧に向けて最適な工法等の検討を進め、今回、改めて必要な経費について追加で補正をお願いするものである。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 青少年科学センターの天文台ドーム復旧の経費については、9月補正予算に計上できないか議論があったが、全面改築すると高額な経費となるため、改修内容を精査したうえで11月補正予算に計上することとした。

(議決)

教育長が、議第25号 教育に関する事務に係る平成30年度京都市一般会計補正予算について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第26号 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（校舎・体育館棟等新築工事）請負契約の締結について

議第27号 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について

報告 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（空気調和及び衛生設備工事）請負契約の締結について

（事務局説明 小司 教育環境整備室担当課長）

平成27年7月に、京北自治振興会から提出された、周山中学校敷地に京北第一小学校、京北第二小学校、京北第三小学校の3校を統合し、周山中学校と合わせた小中一貫教育校の創設を求める要望書を受け、施設整備に係る取組を開始した。以降、平成28年9月から12月にかけて、地元の検討協議会メンバーをはじめ、4小中学校PTA役員や教職員等が参加したワークショップを開催し、施設整備に関する検討が重ねられ、平成29年3月に施設整備に係る基本計画を策定した。それ以降は、この基本計画を基に関係部署とともに基本設計・実施設計を進めてきたところである。

工事場所について、現周山中学校敷地である。

工事の主な内容について、本工事では校舎・体育館棟の新築工事と通学バスのロータリーから昇降口へと続くアプローチ棟及び駐輪場の新築工事を行う。敷地の南側に通学バスが乗り入れるロータリーを整備する。そこから北側に広がる高台に新校舎・新体育館を整備する。ロータリーから校舎に至る斜面には大階段を設け、そこに屋根をかけ、アプローチ棟とする。

なお、校舎棟の東側に別途整備を予定しているプール棟新築工事及びサブグラウンド造成工事は、平成32年4月以降、現周山中学校を解体した後の工事となる。

別途工事には、現在実施中の法面对策工事やロータリー等の土木工事、そして、平成32年4月以降の既存校舎解体撤去工事、プール棟新築工事は本件工事とは別に入札を行い、請負業者を選定する。

契約方法、入札の経過について、3件とも10月29日に初回入札の開札が行われた。建築主体その他工事は初回及び翌日の再度入札時に全者予定価格超過のため不調に終わったため、見積書の提示を求めたところ、予定価格と同額を提示した1社と随意契約を結ぶことになった。電気設備工事については、初回入札時に全者最低制限価格未満のため不調に終わったため、見積書の提示を求めたところ、予定価格の範囲内で最低制限価格を超える金額を提示した1社と随意契約を結ぶことになった。空気調和及び衛生設備工事については、初回入札時には全者予定価格超過であったが、翌日の再度入札の結果、請負業者が決定した。

仮契約の相手方について、建築主体その他工事は、松村組・西田工業特定建設工事共同企業体。仮契約額は27億2,160万円である。電気設備工事は、光星・富士特定建設工事共同企業体。仮契約額は、4億7,500万5,600円である。空気調和及び衛生設備工事は影近・長尾特定建設工事共同企業体。仮契約額は4億6,645万2000円である。

施設の特徴について、丘陵地の景観と一体となった外観デザインとすることで、京北の景観への調和を図っている。また、京北地域らしい木の温もりを感じる校舎とするため、

校舎全体の内壁、外壁等の内装材や屋根、柱等の構造部材として、積極的に木材を利用している。さらに、昇降口や図書室は、吹き抜け空間となっており、木造の屋根を木柱で支えており、森をイメージしている。併せて、2階は吹き抜け空間を囲むように廊下を配置することで、校舎内での児童・生徒の交流を促進できるよう回遊性を持たせている。図書室は、地域開放を想定して昇降口付近に配置している。普通教室はすべて南面に配置し、明るく開放的な学習環境を確保する。また、普通教室や職員室に、環境にやさしいバイオマス燃料である木質ペレットを燃料とした冷暖房設備等を採用する。

避難所機能について、体育館は、内壁・屋根に断熱材を使用し、また、複層ガラスを採用することで断熱性能を高めている。さらに、長期の避難生活に備え、多機能トイレやユニットシャワーを設置している。併せて、停電時には一部の照明やコンセントを利用可能としている。その他設備について、非常用発電機の設置により、停電時にトイレや水道水を使用可能にしている。また、雨水タンクの設置により雨水の活用も可能とする等、防災機能の強化を図っている。

11月市会にてご承認いただければ、来年1月上旬に工事に着手して、平成32年2月のしゅん工、そして平成32年4月の開校を目指してまいる。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 周山中学校の生徒は、現在どこで授業を受けているのか。

【在田教育長】 新しくグラウンドができる場所に、現在校舎が建っている。新校舎建設後にグラウンド整備を行う。グラウンドの東側にある体育館は既存のものであり、今後改修して活用する。

【高乗委員】 体育館が2つできるのか。

【在田教育長】 小中一貫校のため、2つある。

【奥野委員】 新校舎が建つ場所は、既存のサブグラウンドなのか。

【事務局】 既存のサブグラウンドである。それとは別に、非常に大きなメイングラウンドが敷地北側にある。

【奥野委員】 このロータリーは、市内で見られないほど立派なものだ。

【事務局】 統合後、京北地域の学校は1校のみとなるため、8路線の通学バスで、児童生徒が登下校する。最も遠いところで乗車時間は約30分であるが、現在でも徒歩で約50分かけて登下校している児童生徒もあり、登下校の時間は短縮される。

【野口委員】 京北地域へ向かう最寄りの駅は、何線の駅になるのか。

【事務局】 JRバスが、JR京都駅から京北合同庁舎前まで通っている。乗車時間は1時間以上。

【奥野委員】 統合時の児童・生徒数は。

【事務局】 約270名程度。京都市に編入した平成17年当時は約540名であった。

【在田教育長】 京北の未来を懸けた学校である。この学校の創設を機に，移住者が増えれば，空き家対策にもなる。

(議決)

教育長が，議第 26 号 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（校舎・体育館棟等新築工事）請負契約の締結について，及び議第 27 号 京北地域小中一貫教育校施設整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について，各委員「異議なし」を確認，議決。

(4) その他

○教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

10 月 20 日 第 13 期京都教師塾入塾式

10 月 27 日～11 月 11 日 第 34 回京都市中学校総合文化祭

10 月 26 日 京都工学院高校と日本電産・京都学園大学との高大産連携協定の締結式

10 月 29 日 小学校長会と京都市教育委員会の懇談

10 月 30 日 パラリンアート世界大会 2018（スポンサー賞）受賞者への
「京都市立学校教育表彰」授与

11 月 7 日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11 時 40 分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長